

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 企業行動課）

制 度 名	国税関係帳簿書類の保存の電子化に係る制度及び運用に係る所要の整備		
税 目	所得税、法人税、消費税その他の国税		
要 望 の 内 容	<p>申告・納税等の税務手続の一層の電子化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減に資するよう、企業等の事務負担に直結する国税関係帳簿書類の保存の電子化について、企業等が承認を受けるための要件の見直しなど所要の整備を講ずる。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</p>	<p>— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

ビジネス環境を改善し、企業等の生産性を向上させる観点から、企業等が経済活動において直面する行政手続コストを削減する必要がある。この点については、未来投資戦略等においても、デジタルファースト原則を掲げた上で、事業者目線の改革を進め、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取り組むことが不可欠とされている。

中でも、企業等の事務負担に直結する国税関係帳簿書類の保存については、平成10年以降、電磁的記録による保存が認められており、数度の改正を経て保存できる帳簿書類範囲の拡大や手続の簡素化等がなされているものの、不断に見直しを行う必要がある。

以上の観点から、企業等が電磁的記録による国税関係帳簿書類等の保存の承認を受けるための要件等について見直しを行い、企業等の円滑・適正な納税のための環境整備を図るとともに、社会全体の生産性の向上を図る。

(2) 施策の必要性

未来投資戦略にも記載のとおり、税分野も含めた行政手続の簡素化を事業者目線で進める必要がある。

【未来投資戦略（平成29年6月9日閣議決定）】

第1 ポイント

II Society 5.0に向けた横割課題

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進 目指すべき社会像

2020年3月までに、行政手続コストが原則20%以上削減され、国内外の企業にとって世界で一番活動しやすい事業環境が提供されている。企業は、行政手続による不要な手間から解放され、本業である付加価値創造活動に専念している。行政手続について、事業者にとって使い勝手の良い形でオンライン化され、書式・様式が共通化され、一度提出した情報は二度求められない（ワンスオンリー）。

第2 具体的施策

II Society 5.0に向けた横割課題

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

(i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底

「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定し、（中略）対応する。

【未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定】

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

i) 旗艦プロジェクトの推進 ② 法人向けワンストップサービスの実現

規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づき、国税・地方税・社会保険の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進める。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	経済産業 経済基盤
		政策の 達成目標	—
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中の達成 目 標	—
		政策目標の 達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—